平成２２年（フ）第１２８号
山口県山陽小野田市大字東高泊1432番地１　パーミィ・アイレットＡ棟102号、前住所山口県宇部市大字小串799番地２
債務者　照屋　秀樹
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１０７３号
福岡市早良区曙１丁目13番15―201号
債務者　蔀　　章
１　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９１号
福岡県直方市大字頓野3591番地41
債務者　前田　浩子
１　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第２６２号
沖縄県豊見城市字豊見城147番地
債務者　長嶺セサール
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１４４号
宮城県遠田郡涌谷町字桑木荒36番地５
債務者　野村　佳代（旧姓平塚）
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
宮城県大崎市松山下伊場野字松木26番地18
債務者　高橋　正勝
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１００８号
愛知県大府市中央町４丁目327番地
債務者　守田　彰良
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１００９号
愛知県大府市中央町４丁目327番地
債務者　守田　志穂（旧姓牧野）
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１６６号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地３　５号棟202号室
債務者　横井　照子
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７３６号
名古屋市名東区平和が丘１丁目70番地　合同宿舎猪子石住宅４棟404号
債務者　内田　利恵
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７５７号
名古屋市北区織部町１番地の９　県営織部住宅２棟417号
債務者　山田美智子
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８３４号
名古屋市千種区今池南６番７号　ヒルサイド今池105号
債務者　浅沼　裕司
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８９９号
名古屋市昭和区白金２丁目４番９号　マ・メゾン白金405号
債務者　館石　明子
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３８号
神戸市灘区赤坂通３丁目５番６号フレンチェ赤坂201、従前の住所神戸市灘区原田通３丁目４番９号
債務者　日垣　昭男
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９２号
神戸市北区藤原台北町５丁目３番11―501号
債務者　上戸　信子
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９６号
神戸市北区鈴蘭台北町６丁目12番１―301号
債務者　松森　進也
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７５号
神戸市長田区高取山町２丁目８番19号
債務者　松﨑　芳夫
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部